

インド国民会議派政治に おける AICC (II)

おお うち みのる
大 内 穂

III 国民会議派政治

- 1 1962年総選挙から1963年中間選挙の敗北へ
- 2 カマラジ・プラン
- 3 シンジケート
- 4 ネルーの後継者
- 5 シャストリ内閣
- 6 バンガロール大会
- 7 印・パ紛争
- 8 シャストリの死と後継者選出
- 9 後継者選出の結果
- 10 ガンジー内閣
- 11 ジャイプール大会
- 12 外国援助
- 13 ボンベイ大会
- 14 党中央選挙委員会メンバー選出後
- 15 会議派右派の結束
- 16 平価の切下げ
- 17 ガンジー内閣の危機
(以上前号掲載)

18. 会議派総選挙準備態勢の整備

平価切下げ問題に一応の結着をつけると、国民会議派は次の総選挙への態勢を整えにかかった。第1に党公認候補者の選出と、第2に選挙運動者の訓練と、第3に選挙綱領の作成である。

(1) まず党の中央選挙委員会(C. E. C.)は、7月18日にニューデリーで会合を開き、公認候補選出の基準、手続き、日程を定めた。

選出基準は八つあるが、そのおもなものは、立候補希望者が党の Active Member(会議派には Active Member と Primary Member があり、Primary Member を2年継続して務め、年齢21歳以上で、カーディン手織りの粗い布>を着用し、アルコール類を飲まず、不可触賤民の存在を認めないこと等を守れば、Active Member にな

れる)であること、現議員の場合には、自分の財産・収入について党に申告したか否か、会議派の基本的政策すなわちコミユナルな調和、禁酒、土地改革等の諸問題に同意するか、党の活動実績、その他をあげている。

手続きは、まず党の州選挙委員会(P. E. C. 州首相および州会議派委員会の議長を中心に、州により7~11人くらいのメンバーで構成される)で、その州からの中央および州議会への党公認候補者推薦名簿を作り、それをC. E. C. に送付し、そこで最終的に決定するが、その際P. E. C. は地区会議派委員会(District Congress Committee, D. C. C. と略す)幹部とも協議の上で候補者を選出すること、このP. E. C. の推薦候補選出には、投票権を持たぬAICCからの代表が立ち合い、その結果を会議派総裁に報告すること、その他選挙登録費の供託問題についても定めた。選挙までの日程は、P. E. C. が1966年10月15日までに推薦候補者の全名簿を提出し、C. E. C. がおそくとも11月15日までに党公認候補者の決定をすることとした。

C. E. C. は中央、州議会を合わせて4000人の公認候補を選出することになった(中央議会には521議席ある。インドでは同一人が、中央議会選挙と同時に州議会選挙にも出馬できる。ただし、共に当選しても兼務はできない)。

党公認候補推薦の際、特に考慮すべきこととしてC. E. C. は、第1に上院に議席を持つ現閣僚は、下院議員の身分を取得することが望ましい、第2に少数民族、ならびに婦人代表も適当数選出するよう配慮すること、第3にできるだけ現議員の3分の1を自発的に引退させ、新人進出の道を開くようにすること、をP. E. C. に指示した(Circular Letter C. E. C.—3/1/8204, issued from AICC Office, July 22, 1966)。

党公認候補の選出は、まずP. E. C. の段階で難航した。C. E. C. の指示どおり10月15日までに推薦候補者名簿を送ってきたのは、西ベンガル、マディヤ・プラデシ、グジャラートの3州のP. E. C. からのみであった(全部で23のP. E. C. およびTerritorial E. C. がある)。この反応の悪さにC. E. C. は、ついに11月8日以降毎日会合をもって公認候補を決定するという措置をとらざるをえなくなった。

この遅れは主として、州内の候補者間、候補者の所属グループ間の対立に起因している。インドの州政治の段階では、政治的ボス間の不仲、コミユナルな利益、カーズト間の対立が、最も大きな要素を占めていると思われ

るが、これがそのまま、党候補者の推薦決定過程にも現われてくる。たとえば、アンドラ・プラデシでは、まず P. E. C. の空席メンバー選出の段階において、現州首相のブラーマナダ・レディ派と元州首相のサンジバ・レディ=サンジバヤ派が激しく争ったあげく、現州首相派が P. E. C. で多数を占めた。しかし、その P. E. C. 推薦名簿を元州首相派が不服とし、別個の名簿を作成して C. E. C. へ送るといふ事態が起こった。また、婦人、少数民族からの代表選出も難航しているし、現議員の3分の1の自発的引退も事実上の困難に直面しているのが現状である。

(2) 会議派は、1966年8月20日～26日までジャンム・カシミール州で Seva Dal (会議派内の青年奉仕団。事実上の指導者は Shri Subba Rao。AICC 大会では会場整理・警備の任につく) のキャンプが開かれた。P. C. C. および D. C. C. の中での中堅幹部が出席し、きたる総選挙のための選挙運動方法についての訓練が行なわれた (Congress Bulletin, July-Aug. 1966, p. 260)。野党もそれぞれ選挙運動者を動員するが、会議派ほどの広範な組織を作っているものはほかにない (Myron Weiner, *The Politics of Scarcity*, Asia Publishing House, 1963, 参照)。

(3) 会議派執行委員会は、8月20日に党の選挙綱領起草の5人委員会(メンバーは、カマラジ、ガンジー首相、U・N・デーバー、S・K・パティル、Y・B・チャパン)を任命した。9月4日の会合で、この5人委員会が提出した選挙綱領覚書の問題点について一般討論を行なった。これには、執行委員会のメンバーのほかに、U・N・デーバー、C・スブラマニウム、サッチン・チャウドリ、アショカ・メヘタ、T・T・クリシナマチャリも特別招待され出席した。

この5人委員会は、9月6日の会合で、選挙綱領の第1次案を作成し、同10日までにこの草案を執行委員会メンバーに配布し、翌11日は午前と午後合計5時間をかけて審議した結果、グルザリラル・ナンダ、C・スブラマニウム、サディク・アリの3人から成る下部委員会を任命し、当日の審議内容を盛り込んで第1次案を修正させることにした。翌12日の執行委員会は、下部委員会提出の第2次案を採択した。この第2次案が最終的な党の選挙綱領草案になるかにみえたが、これの審議を始めた会議派議員団(C. P. P.)からのいろいろな批判と修正要求にあった。たとえば、民間銀行の国有化反対の声が強くて。また労働者の経営参加の促進問題、国民の衣食住

等の最低生活の保障問題、および中国、パキスタンにより、占拠されている国土の奪回問題等にふれた項目が、草案中にみられないという批判であった。もっともこの C. P. P. の集まりは、500人以上のメンバーの中で40人にも至らぬ人たちが集まって意見を出したもので、会議派議員の中の二つの傾向のうち一つの傾向を不明瞭ながら表わしている、という人もいる (K. D. Malaviya, *Hindustan Times*, Sept. 24, 1966)。

野党側からも、会議派の選挙綱領への批判が出され、特にその綱領中に、中国が占拠した国土を奪回するという、領土問題に対する公約がなされていないという点が、いちばんの批判点であった。ジャン・サング党の A. B. Vajpayee, スワタントラ党の Dahyabhai Patel, 社会党の Ram Monohar Lohia, 人民社会党の Prem Bhasin も、共通に、国土奪回への決意を欠く会議派の選挙綱領案を批判した (*Hindustan Times*, Sept. 21, 1966)。

こうして会議派は9月23日から3日間にわたるエルナクラム AICC 大会で、選挙綱領審議に向かうわけであるが、9月23日、AICC 大会に先だって開かれた執行委員会で、大会提出予定だった第2次草案に、緊急に追加と変更が加えられた。おもな追加は、「領土への侵略を撤去するという誓いを会議派は守る」という文章(第10節)、「成人教育と文盲の除去」(第23節)、「労働」(第24節)。妥当な賃金、労働条件、最低社会保障のほか、労働者の経営参加を可能にする制度確立の要を説く)および「国民の最低生活」(第37節。国民の衣食住、教育・保健などの必要をみえず最低限の生活を第5次計画の末までには達成する)という新節であった。

執行委員会は大会での党選挙綱領案の提案者にグルザリラル・ナンダを選び、マドラス州首相バクタバツァーラム (M. Bhaktavatsalam, カマラジ総裁の腹心といわれる) を提案支持者に選んだ。カマラジの希望でナンダおよびバクタバツァーラムが大会の主役に選ばれたことの意義は、第1に、ボンベイ AICC 大会以降とみに強まっている会議派右派のナンダ内相攻撃に対する、カマラジの巻返しと受け取られ、第2には、会議派左派からの草案への批判をやわらげる意図もあったとみられる(ナンダは会議派左派のソシアリスト・フォーラム <Socialist Forum> の有力メンバーである。しかし、かれ自身ほどちらかというと、中道左派的存在である)。

IV エルナクラム AICC 大会

1. 統一戦線による大がかりな、しかも整然たるデモ

行進の洗礼を受けた会議派指導部は、大会の当初よりかなり緊張していた。

ガンジー首相はこの秩序のとれたデモを賞賛し、他の州で今行なわれているデモもこれに見習うべきだと述べた。カマラジ総裁は、その演説の中で、「次の総選挙でも会議派が選挙民の絶対多数の支持をうることは明らかである」とし、「野党は政権獲得の望みがないままに、便宜的に、イデオロギーをまったく異にしている者同士が統一戦線を作っている」と統一戦線の便宜主義を攻撃し、「イデオロギーを一つにする会議派党員が、どうして小異を捨てて団結して選挙戦を戦えないことがあるのか」と会議派党員を叱咤した。

総選挙を控えて特に野党の扇動するデモ、スト、それに‘Bundhs’（交通機関から商店まで機能停止する大規模のもの）に対して、政府はもっと強力な措置で臨み、という声、この大会でも何人かのメンバーから出された。それは、ボンベイ財界の声を代表するパーブプハイ・チナイヤ、ケール(P. B. Kher)からばかりでなく、マディヤ・プラデシのラム・サーヘイ(Ram Sahai)や、ウッタール・プラデシのサビットリ・ニガム(Savitri Nigam)女史からも出された。

ナンダの党選挙綱領草案の提案説明の後をうけて支持演説をしたバクタパツァーラムも、野党が組織するデモや‘Bundhs’は、故意に国内に混乱をもたらそうとの意図から行なわれる、昨年西ベンガルの共産党は故意に食糧危機をもたらし、それに便乗しようとした敵国とも通じているという情報もあると述べた。

2. さて、AICC大会は、エルナクラム市郊外シャストリナガルに急ごしらえした、竹とヤシの葉で葺いたホールに250人のAICCメンバーとその他数千人の観衆を集めて開かれた。中央正面の高台には会議派のおもな指導者が座り、マイクロフォンがすえられ、ネルーとガンジーの肖像が立てられている。その高台に向かってAICCメンバーが座る。いすは全然なく、土間に厚いきれが敷いてあり、小机や長いインド枕が置いてある。

バンデー＝マータラム（インドの独立運動時から歌われた国歌の一つ）の斉唱に始まり、前回のAICC大会の簡単な経過報告と死亡メンバーへの弔辞、大会準備委員長あいさつ、会議派総裁の演説、公式決議案審議、非公式決議案審議、その他雑件と続き、だいたいいつものような議事進行が行なわれる。

ナンダの提出した選挙綱領草案は、開かれた民主的社会、国民の承認、民主的社会主義社会へのゴール、……

経済発展、中国およびパキスタンの侵略、外国援助、ダイナミックな公共部門、協同組合運動、銀行その他の信用機構、物価の安定等々、全48節、16ページから成る長文のもので、党の公約というよりは、どれもこれも万遍なくふれてある精神訓話集の観があった(“Draft Election Manifesto”, All India Congress Committee, Ernakulam, September 24 & 25, 1966. 現物はアジア経済研究所図書室に所蔵)。あまり長文で出席メンバーの多くが事前にこの草案を読んでこず、代わりにこの草案を、不注意かつ時下の重要問題に対処する決意に欠けているというパンディット女史、マハビール・ティヤギ(Mahabir Tiyagi)らの批評に影響を受けていたといわれる(*Hindustan Times*, Sept. 23, 1966)。

この綱領の審議過程で、一般メンバーから、党内の派閥をなくせという声がかかなり聞かれた。党候補者選出にカーストを考慮せず公平に、というのもあった。平価切下げ問題に野党の批判が集中しそうなのに、全然触れられていない点への不満が述べられた。さらに、食糧問題についての発言も多く出された。食糧はインドで不足していない、流通機構が悪いだけだという者、食糧移動の地域的制限を撤廃せよとか、食糧政策委員会(Foodgrain Policy Committee)の報告に従って食糧予算(Food Budget)の設置を歓迎するというものがあり、その他農民のための信用機関(Credit Facilities)の設置、安い肥料の配布を訴える者、土地改革の実施を要求する者があった。物価騰貴の抑制のために根本的な手をうつことを要求し、また外国援助の5カ年以内に受入れ停止を訴える者、ケララ州の発展に中央政府が十分な援助を与えるよう要求する者等もあった。

3. しかしこの綱領審議中にいちばん論議をよんだのは、銀行および他の信用機関の「社会的統制」(Social Control)の問題であった。

そもそも会議派の党員の中から、金融機関の国有化あるいは統制を叫ぶ声は、早くは1931年のカラチ決議の中にもその萌芽をみた。近くは1949年1月のインド準備銀行の国有化、1955年5月のインド帝国銀行の国有化がある。すべての金融・保険事業を国有化せよという政府に対する会議派内部からの圧力が1955年後半に増大し、同年末には第2次5カ年計画の財政投資の資金的基盤を拡大する必要がある、1956年1月の生命保険事業の国有化を招いた。しかし現在においても、民間銀行・保険事業(生命保険を除く)がインド経済に果たす役割は非常に大きく、5カ年計画の遂行が思わしくないたびに、銀行・保

険業、その他の国有化要請が、会議派の内外からもちだされている。インド農民・労働者党(Peasant and Workers Party of India)がその党綱領中に、銀行と残りの保険業の国有化をうたい、分裂前のインド共産党綱領、および1966年6月に発表された右派共産党の選挙綱領中にも、石油、貿易業と並んで銀行の国有化がうたわれている。

1964年1月のブパネシワール会議派大会に先だって開かれた会議派執行委員会において、当時の蔵相 T・T・クリシナマチャリが銀行国有化に関するかれの意見を述べるために招待されており(*Congress Bulletin*, Dec. 63—Jan. '64, p. 5)、同大会においても銀行国有化の声が強く上がった。ガンジー内閣が生まれてすぐ、アショカ・メヘタ計画相は Sagan 大学での演説で、私的独占の規制、富農に有利な諸政策の修正とともに、銀行部門への国家活動の拡大の必要を強調した。

1966年2月の会議派ジャイプール大会における「食糧・農業問題」決議案の審議中に、ビハールの Kedar Pande は、1ダースの既存利益層のために銀行がコントロールされてしまっている、農民にクレジットを早く、安く利用させるために、予定銀行(scheduled bank)の国有化が必要だと述べ、ボンベイの P. N. Shukla Nirjhar は、銀行を国有化し、その80%の預金を農民にローンおよびクレジットとして、与えるよう政府に要求する提案をした。また、K・D. アラビアは、農村クレジットが大規模に与えられるべきで、これが現在の準備銀行だけではなされぬので、この目的達成に全銀行組織を政府が統制すべきであると述べた(*Congress Bulletin*, Jan.—March, 1966, pp. 61, 63, 106)。

これから明らかなように、会議派党员の中からの銀行国有化あるいは統制の要求のねらいの一つは、民間銀行がはいりたがらぬ農村へクレジットを低利かつすみやかに供給し、農業生産の改善に資さしめようというものである。これにとどまらず、社会主義的イデオロギーから出発し、経済構造の変革をねらいとする銀行国有化要求も出されている。エルナクラム AICC 大会中に配布された Congress Socialist Forum の“Suggestion to AICC Members for Socialist Action”によれば、銀行の国有化は少数者への富の集中を防ぎ、経済を開放し、生産に新しい方向づけを与えるためである、と説明されている。1965年のパンガロール AICC 大会以降に出された非公式決議案をとってみても、銀行の国有化を要求しているものが計七つあり、そこにあげられた理由は、「富の不均

衡をなくすため」、「重なる腐敗、財貨の死蔵、密輸、脱税、富の流出を防ぐため」、「独占的支配をなくすため」、「社会主義型社会の目標達成にいつそう近づくため」、「民主主義・社会主義の原理に従って」、「民主主義・社会主義の実現のために」とあるのも、後者の系列にはいる考え方であろう。

4. 以上のような背景で開かれたエルナクラム AICC 大会で、銀行の国有化あるいは社会的統制を要求した者の論拠も、上の二つの系列の考え方、すなわち、農村クレジット、等の容易化(Bhaktavatsalam, Rambir Singh, Henry Austin, Ram Sahai Pandey 等)、インドの社会主義的変革(Shul Bhadra Yajee, Bibhuti Mishra, Joachim Alva, A. A. Rahim 等)を旨とするものが多かったが、はっきりと、第4次5カ年計画の資金源にするために、銀行の国有化を求める声(C. M. Stephen 等)もきかれた。

さて会議派選挙綱領の該当箇所をみると、「……これまでにわれわれは銀行の運営を統制するために、帝国銀行(The Imperial Bank)の国有化を行なった。その結果生まれた国立銀行(The State Bank)およびその系列下の銀行は、銀行業の面で発展を続け、今日、インドの預金および前貸しの約30%を扱うにいたった。それにもかかわらず、いまだにまったく手を触れられていない分野がある。これらの大部分の銀行機関を社会的統制下において、経済成長に貢献させ、われわれの社会目標の実現にいつそう有効に使い、かつ、クレジットを必要としている分野の生産者に活用してもらわなければならない」(“Draft Election Manifesto”, p. 8, Clause 18)というものである。

提案理由を説明しながら、ナンダは、「国の資源のいつそうの効果的活用と社会的諸目標の達成と、この両方の目的を銀行機関の統制を通じて達する」と説明し(*Congress Bulletin*, Sept.—Oct. 1966, p. 277)、バクタバツァーラムも、銀行に対する効果的国家統制の必要を説きつつ、これまで経済計画の目標達成が十分といえぬこと、特に農民にクレジットを供与すべき国立銀行および準備銀行(The Reserve Bank)でさえ、この分野で十分に貢献してこなかった点をあげ、諸銀行が農業改善のために信用供与の制限をいつそう緩和すべきである、と述べた。

綱領の表現および2人の提案説明からみて、ここでいわれる社会的統制の主たるねらいは、経済計画への効果的資金調達と、クレジット供与と、漸進的な社会主義型社会の実現への貢献にあったとみられる。

上の目標自体には、会議派の中から特に異存はでないとして、この目標実現の手段としてどういう措置をとることになるのか。「社会的統制の下におく」ということは現在、政府が行なっている程度の種々の規制措置（たとえば、準備銀行が市中銀行に行なっている監督権、あるいは‘credit squeeze’措置）の継続、つまり現状認定にすぎぬのか、それとも現在の規制措置をゆるめるのか、強化するのか。強化するとしてもどの程度にか。銀行の国有化まで「社会的統制」の中に含めて考えられているのか。

5. AICC メンバーによるこの問題の審議に眼を転じよう。2日にわたる50人の発言者中、直接、銀行の社会的統制の問題に触れたのは約20名であった。

初めから、「社会的統制」に懐疑を唱える者があった。マハラーシュトラ州の Sharda Mukerjee 女史は、「銀行の社会的統制をしたところで、現在の事態の解決にたいして役にたたない」と述べた。

「社会的統制」を、農村クレジットの現状改善ととった考え方は、たとえば Rambir Singh (ハリアーナ州) や、Ram Sahai Pandi (マディヤ・プラデシ) の発言にみられた。Rambir Singh は、「もしも銀行が生き残りたければ農村に支店を設け、農民にもっとクレジットを与えるべきだ」と述べた。

現在の社会的統制の継続に反対する声が、一つだけであった。マイソール州の T. A. Pai は、かれ自身が銀行家であるが、政府が銀行を経済開発の有効な道具にすることには賛成しながらも、現在行なわれているごとき統制は、その役にたためことを強調し、政府が銀行委員会 (Banking Commission) を任命し、銀行制度の完全な再編成を計るべきだ、と述べた。

銀行統制の現状を肯定しつつも、その前に一つのステップを踏めという要求も出された。S・N・ミシュラは「政府は、同時に、すでに国有化されている国立銀行、生命保険公社、貿易公社等の機能を再検討せよ」と述べた。

審議中に特にきわだったことは、この20人の発言者中に、いわゆる会議派右派のメンバーが1人も含まれていないこと、第2に20人中13人までが銀行の国有化に賛意を表したことであった。銀行の国有化によってこそ会議派の目標を達成できるとしながら、表現の上で、「社会的統制」という綱領の文言の中に、すでに国有化が含まれているのだから、この表現を変えなくてよいという者と、「社会的統制」などと、あいまいな表現を捨て、はっきり「国有化する」と書けという要求が出された。

たとえばクリシュナ・メノンは前者に属し、「社会的統制」を綱領中に書き込むことにより、政府に銀行を国有化する権限を与えた以上、政府は改めて新しい権限委任を求めなくともいつでも実施できるのだと述べた。これに対し、ケララの M. Kamlam 女史は、「社会的統制」では不当な利益を迫る闇金も追放できぬ、どっちつかずでは困る、はっきりと「国有化」を掲げるべきだとした。K. Karunakaran (ケララ州) は、「銀行の社会的統制」という用語は、「銀行の国有化という表現に砂糖をかぶせたもの」(‘sugar-coated’ term for bank nationalisation) にすぎない。はっきり国有化すると書いても何も悪いことはない、と述べた。同様の見解は C. M. Stephen, Henry Austin, A. A. Rahim (以上、ケララ州), Sheel Bhadra Yajee, Kedar Pandey, Bibhuti Mishra (以上、ビハール州), Maniram Kanchan, Savitri Nigam 女史 (以上、ウッタル・プラデシ), Joachim Alva (マイソール州), M. C. Davar (デリー) からも述べられた (*Congress Bulletin*, Sept.-Oct. 1966, pp. 280~326 参照)。

この中には、党綱領に「国有化」を書き込むか否かの審議よりも、ともかく、銀行の国有化を「直ちに」やっつけてしまえというのから、「5年以内に」あるいは「第4次5カ年計画中に」国有化せよと実施に期間限定を要求する声が強く、この性急さは、これまでの党決議が必ずしも実施と結びつかなかったことへの不信と、さらに逆説的にこの雑多で大きな組織をもってしてインドの経済構造の社会主義的変革の困難さを反映しているとみられる。中には、インド憲法を改正して、国有化に補償を支払わなくしようとの声さえきかれた。

6. 以上みてきたごときメンバーのこの問題審議における議論の分裂は、実は審議の出発点において、「銀行を社会的統制下におく」とはいかなることかについての定義が、はっきり提案者から示されなかったことにあった。これは提案者ナンダの問題ではなくて実は草案作成母体である会議派の最高指導部^{ハ・C・ヨソフ}(おもに会議派執行部) 内部の意見の分裂を反映していた。抽象的目標には賛成しても、その目標の実現手段の具体化の段階で、いろいろのイデオロギーおよび利害を代表する最高指導部の内部に分裂が起こった。しかし、これを表向きに出さぬためには、できるだけ抽象的・一般的表現にして出さねばならなかった。これが「社会的統制」であった。ゆえにこの大会の最後まで、ついにこれに対する党としての公式な統一解釈は示されなかった。党員は各自の解釈でいろいろなことを言えるわけである。

現地報告

ガンジー首相も、その演説の中で、批判のある国有銀行の機能改善を行なうこと、農民・労働者その他への適切なクレジット供与の必要を説いたけれど、「社会的統制」についての定義を示さなかった。

大会の最後をしめくくったナンダは、今直ちに銀行の国有化をせよという要求を含めた修正案の撤回を求めつつ、「選挙綱領は、党の諸目標の一般的な声明と受け取るべきである。会議派という組織の社会的目標、その経済政策・計画には完全な一致がある。社会主義のゴールに向かって前進するためのどのような措置も、現実支配する諸状況ならびにそのときの必要を考慮に入れた上でとられるべきである」と述べた。

メンバーから出された計43の修正案はすべて撤回され、代わりにナンダの出した修正案が全会一致で採択された。銀行の社会的統制をうたった節には、一言半句の修正も加えられなかった（節の通し番号が、18から19になった。ナンダの修正は、ほとんど、若干のさほど重要でない字句追加に終わった）。

要するに、この「社会的統制」という表現に、各人が疑問をいだきながらも、執行委員会の方針どおり、採択したのだった。

党首脳部も、AICCの一般メンバーも、綱領中の表現のあいまいさは、自党員を含めて、他の政党、一般国民、諸外国からの反応をあらかじめ考慮に入れて、党の団結維持にやむをえないものとしたわけで、解釈の幅を残すことによって希望を託したともいえるし、あいまいだが一見進歩的にもみえる表現を選んだともいえよう。

7. こうした解釈の幅を残したことは、不つごうな側面ももっており、党首脳部が外部から個々にその真意を質されてつまったり、不統一な見解を述べたりする事態が続いている。会議派総裁カマラジは、新聞記者の質問に答えて、自分は‘social control’と‘nationalisation’という言葉の違いをよく知らない、と逃げたが、執行委員会メンバーのニジャリンガッパは「社会的統制というのは、何も政府が銀行を国有化せよというのではない。国有化の話は、唐突に現われてきたものだ。自分はマイソール州首相として、民間銀行が国の利益に奉仕するかぎり、その発展への助力を惜しまない。今インドに必要なのは農業および小規模工業への融資で、銀行はその態度を改め、いつそこの部門の成長を助けるべきだ」と記者質問に答え（*The Indian Express*, Sept. 28, 1966）、また会議派右派のS・K・パティルは、「こんな“社会的統制”などという表現が、（資金の自主的運用にウマ

ミをもつ——筆者注）民間銀行の意欲をそぎ、誤解を生んできた。これは最終的に国有化を意図したものではけっしてないから心配するな、こんな表現を好む奴が（執行委員会に）いる。かれらが国有化をねらう意図は、現在民間銀行が預金として持っている200億ルピーを確保したいという願望から出ている。国有化するとすれば、“悪の日”（an evil day）がこようし、政府に賢い人たち（S・K・パティルら）のいるかぎり起こりっこない。ただ銀行経営が失敗したときにのみ国有化する」と、カナラ（Canara）銀行の創立60年記念祝典で述べた（*Economic Times*, Oct. 23, 1966）。

また、筆者の質問に答えたモラルジ・デサイは、「社会的統制という表現は、これまでの会議派の決議や選挙綱領にもくり返し出てきている。銀行業の国有化がすぐさま生産の上昇に結びつかない。国有化などしやしない」と語った。

これに対し、スワラン・シン（Swaran Singh 元外相、現国防相）とC・スブラマニウムは、「社会的統制」には、「国有化」も含んでいる、と筆者に語った。C・スブラマニウムは、さらに言葉を続けてこう言った、「今年は、総選挙を控えているからね」。

会議派右派の巨頭で、これまでビルラ財閥の政治献金を一手に集めていたといわれるアトリア・ゴージュは最近、「社会的統制」というのは、結局、会議派の「民主的社會主義」から求められたものだ、銀行はこの国の発展を妨げたりできないから、もう一步進んで信託（Trusts）の国有化を行なおうと思うと述べたと伝えられる。右派共産党の機関紙、『ニュー・エイジ』（*New Age*, December 11, 1966）によれば、ビルラ系企業の50%以上の株が、この同じビルラ系企業の信託会社により握られている。この信託事業は、公共の善のためにあるという理由で、免税措置をうけている。ところが最近、ビルラが会議派とスワタントラ党とに公平に政治献金をすることを決めた。だから、アトリア・ゴージュは、口先だけでこう言ってビルラを脅かそうとしている、と述べている。その真偽のほどは不明であるが、総選挙年を控えた会議派として、多少とも財界からの政治献金に期待するものがあろうし、社会的統制をめぐる審議における会議派右派の無発言、ならびに綱領の表現のあいまいさは、これとまったく無関係だったとは思われない。

8. 会議派の選挙綱領に対する各界の反応は、総じて「過去に言ってきたことの繰返しで、新しみがなく」というものが多かった。

インドの学界では、ほとんどこれを無視し、野党は、これを実施もしない空念仏と評した。新聞界では、「民間銀行を統制下におくという意図が不明瞭である。混乱と疑惑を生むのみだ」(社説“*A familiar Manifesto*”, *The Indian Express*, Sept. 15, 1966), 「会議派への政治献金は別に減らないとしても、急進的方策を口にすることは民間部門の生産活動意欲をそぐ」(社説, “*Living by Slogans*”, *The Statesman*, Sept. 15, 1966), 「綱領の批判さるべき点は、詳細な実施計画を示していない点だ。これは確かに“意志のない願望の儀式的な表示”にすぎない」(社説“*The Manifesto*”, *The Times of India*, Sept. 22, 1966), 「社会的統制などというのは、このインド経済の現状に非現実的かつ不適切、愚かで空虚である。綱領のコミットメントも故意にあいまいにしてある」(社説, “*New Thinking*”, *The Hindustan Times*, Sept. 22, 1966), 「物価の急騰あるいは食糧不足など、さし迫った問題の解決に対する新しいアプローチがみられない」(社説, “*Congress Manifesto*”, *The Economic Times*, Sept. 27, 1966), 「以前の選挙に役だったスローガンを、ただ機械的に繰り返したい誘惑もあるろうが、問題は、本当にそれらの目標に近づくために何かする気があるか否かだ」(社説“*After the Debate*”, *The Times of India*, Sept. 27, 1966)と評した。

当の銀行界には、かなりの疑心暗鬼を生んだようであるが、公に発表された意見は、筆者の目に触れるかぎり先に引用した T. A. Pai のと、インド銀行協会(Indian Banks Association)会長、クリシナラージ・サッカーシ(Krishnaraj M. D. Thachersey)のだけである。サッカーシは、「会議派が、社会主義の名のもとで、よりいっそう統制を強め、おりおりに国有化の脅しをかけることは、弾力的な銀行業の発展を導くことにならぬ。銀行の国有化を正当化するためにイタリーやフランスの例をあげる人々の言辞に惑わされぬよう。また、現在、農業クレジットをしている協同組合銀行で負債の未決済が25~30%にもなっている。商業銀行は、とてもこれではやってゆけない。また州政府の無気力によって農業クレジットが、使われずにいるところもある。」と述べた(*Eastern Economist*, Nov. 4, 1966, pp. 842~843)。

ボンベイのある日本の銀行支店を訪ねたおり、その銀行家は、インドには相当な闇金(black money)があって、これがたんす預金として死んでおり、なかなか生産活動に流れてこない。せいぜいビルの建設、土地などの不動産へ投資されているくらいのものである。人はこの

闇金をインスティテュート(Institute)と呼ぶ私的な金融機関にこっそり預ける。このインスティテュートには準備銀行の監督権が及ばないので、勝手な金利をつけて貸している。通常の銀行は、貸す金は持っていない先行き不安でなかなか貸せないで、ますますこうした私的な金融機関の活躍する余地がある。財閥は大抵、自分の私的な金融機関を持っていて、昔は無担保でやっていた。2年ほど前に準備銀行が、インスティテュートの運営にも監督権を及ぼそうとしたおりは、ビルラおよびタタ財閥が協力して猛反対をした。今は、インスティテュートも銀行なみに担保制をとっているが、準備銀行の監督権がないために実態が不明である、と、このように前置きした上で、ボンベイの銀行界では、会議派の選挙綱領が出てから、「またか!」という声もあるが、他方には、現在の銀行規制措置がいっそう強まり、T・T・クリシナマチャリ蔵相のときのように、コール・マーケットへ介入してきたり、国債を引き受けさせられるのではないかという危惧の声もきかれる。もともと、今のチャウドリ蔵相は、穏健な政策をとってきて、「銀行はよくやってくれる」と言っているくらいだ。ただ、現在のように何をやっても、うまくいかない状態が続けば、案外早く金融界が政府に協力しないという理由で、国有化してしまいそうだが、その時期は、第4次計画と第5次計画の境ごろかとみている、と不安を隠さなかった。

確かに、インドのように発展途上国で、近代的な金融業が一般的には社会に十分定着するに至らず、預金の集りが他の先進資本主義国のそれとどうい及ばない状況下で、銀行統制を強めることは、それだけ銀行の資金運用のうまみを減少させ、銀行の発展意欲をそぐことになり、闇金融を助長する面もあろう。また、会議派内の派閥政治が、闇金融に対する政府の強力な措置をとること(金融業の国有化を含む根本的な経済構造改革)を妨げている面もあろう。この歪みが経済計画の資金動員と資金配分にも現われてきているとみられる。

V AICC 大会の問題点

A

1. AICC 大会の議題および公式決議案の決定、運営の仕方に執行委員会の果たす役割は大きい。執行委員会は党憲章(19条)上、党決議の執行機関にすぎないが、大会の始まる2~3日前には集って、前もって議題と決

現地報告

議案の内容および運営の仕方まで決める。これは執行委員会の政治的判断によって左右されがちで、だいたいその決定どおりに動く。

(1) 議題は、なるべく紛糾を避け、党の統一を外にも示すため、問題の起きそうな議題、たとえばヒンディ語公用化の問題、平価切下げの問題（ボンベイ大会直後エルナクラム大会までの間に起こったのだが、AICC大会の討議にはまったく加えられていない）などは、なるべく避けるよう配慮しているようにみえる。さもないと、1966年2月のジャイプール大会における食糧・農業問題の審議でみたように、下からの突上げによる紛糾を指導部が押えきれぬようになる可能性もあり、党としての統制がとれないからである。

(2) 公式決議案は、執行委員会から指名を受けた者が作成して、前もって執行委員会の討議を経て草案を固めている。大会の審議を経て、だいたいこの原案がそのまま決議となる。それ以外の決議を提出しようとする者は非公式決議案として事前に（大会の少なくとも15日前、Rule, underclause (B), sub-clause 13) AICC事務局に届けることを必要とする。それも大会で取り上げられるとは限らない。

(3) 運営の仕方、執行委員会で前もって、メンバーがどのような反応をし、だれからどんな反論が出そうであるか、それにどう対処するかというような戦術的討論があり、ある議題の討議を意識的に長引かせ、次の紛糾の起きそうな議題の討議時間を事実上減らす、あるいは執行委員会の中で意見の分裂ないし派閥からくる対立のある場合に、ときに、わざと提案者を叩かせる意地の悪い時間配分も行なわれると聞く（ジャイプール大会のスプラマニウムなどはその犠牲者とみられる）。ときには決議案審議における発言者の順序まで前もって指定しておくこともある。

2. 審議の段階で

(1) 公式決議案に対する修正案は、ほとんど撤回を求められる。

AICC大会は、公式決議案を審議にはかけるが、原案どおり全会一致で通すことに重点がおかれているようである（エルナクラム大会の43の修正案の処理の仕方など）。あくまで修正案に固執する者（たとえばS・N・ミシュラはそうすることで有名）の場合は投票に付せられるが、それに対して一般メンバーの支持が行なわれないのが普通である（戦後二つだけ執行委員会の支持を得ない修正案が採択されたことがある。二つともネルーが介

入して再投票した場合であった）。いずれにしても修正案に固執すると、指導部への挑戦あるいは党の統一を乱すものと受け取られ、役員への選出等において将来不利を招くことが多いといわれる。傾聴すべき修正案も多く出ることから、撤回要求は強引の観がないでもない。

最近の大会から公式決議案に対する修正案の成行きをたどってみると、たとえば次のごとくである。

1965年1月ドゥルガプール大会において――

○ 国際問題に関してデザイの提案した決議案に対し23の修正案が出されたが全部撤回された。

○ 政治・経済政策に関するジャグジーバン・ラムの決議案に対し、12の修正案が出されたが全部撤回された。

1965年7月24日バンガロール大会では――

○ 各州間の紛争処理に関するジャグジーバン・ラムの決議案に対し、21の修正案が出されたが全部撤回された。

○ 会議派組織の結束に関するU・N・デーバー提案の決議案に対し、約30の修正案が出されたが、S・N・ミシュラのものを除き全部撤回された。ミシュラの修正案は投票に付されたが採択されなかった。

○ ハイデラバード決議に関してY・B・チャパンの提案した決議案中、「必要時には」会議派総裁の任期延長を認めるとあったのを、「特別などときには」と改める修正案が採択された。

(2) 一般メンバーの発言の機会が少ない。

出席者250~600名くらいで、会期は2~3日、どうしても発言の機会は限定されざるをえない。大会で発言を希望する者は前もって希望を出しておく必要がある。機会をうる手段として修正提案を申し込む者も多いといわれ、約10分間の発言機会を幸い与えられた一般メンバーは、この機会をとらえ修正提案にひっかけて政府の政策や担当大臣の批判をする者が多いのは、この理由による（たとえば、ボンベイ大会で農業問題決議案審議中、マハビール・ティヤギはまったく関係のない政府批判演説をして大喝采を博した。また、ジャイプール大会における食糧地域制の問題は、決議案になかったことである）。

3. 一般メンバー提出の非公式決議案はしばしば無視される。

すでにみてきたように、バンガロール大会では、提出されていた全249の非公式決議案のうち、審議に回されたものは2件、ジャイプール大会では約200件中ゼロ、ボンベイ大会では全205件中6件、エルナクラム大会で

は全 101 件中ゼロであった。

非公式決議案は、多岐な問題にわたる会議派中堅指導層の考えとその政治的感覚の水準を知る上に、最も貴重な資料の一つである。このため、会議派憲章の中では、執行委員会が AICC メンバーから事前に提出された決議案審議のための時間を割り当てることが決められている(第 19 条 d 項)。

毎大会に 100~200 もの非公式決議案が出され、時間も限られている以上、すべてを取り上げることは不可能である。そこで順位が決められるが、これまでの実行は、必ずしも問題の重要性に基づかず、早く申し込まれた順とか、共通問題をグループ化して後抽選する方法、執行委員会メンバーによる投票のいずれかによって決められてきた。

非公式決議案審議の時間割当ては、中央議会の議員提田議案の審議が週 1 日のみ当てられているのにならってなされているという(AICC 事務局、組織局長 Ram Dutt Dube 氏による)。しかし大会の議題の中には、なるほど非公式決議案審議という項目は割り当てられているが、実際には、大会期間中に審議時間がないから、という理由で、まったく取り上げぬことすらある。

たとえ、取り上げられても数において少なく、先の公式決議案審議でみた修正案と同じように、提案は審議を許された後でほとんど全部撤回するよう求められる。提案者はただ発言の機会を与えられたというだけで満足しなければならない。それに対する修正案についても同様である。非公式決議案の中で採択されたほどのものは、執行委員会の段階で、なんらかの理由で採択へもっていくよう大会を運営することが、前もって決められていたケースが多い。

したがって、一般メンバーは、提出する非公式決議案が取り上げられ採択される可能性が、はなはだ少ないから、必ずしも積極的参加をしない。

4. AICC 大会で採択された決議が実施されるという保証はない。

(1) エルナクラム大会におけるメンバーからの修正・批判意見の大部分は、綱領の公約内容そのものに対するよりは、政府がそう決議しても実施の意思と能力をもつか否かであった。1966年2月のジャイプール大会でも、モーハン・ダーリヤは「何年でも会議派は実施もしない決議をいくつも通している」(Congress Bulletin, Jan.-March, 1966, p. 69)と述べたが、この種の苦情は AICC 大会ではほとんど毎回きかれるところである。

決議にも、党務あるいは党組織に関するものと、政府による実施、議会による立法等を要するものとに大きく分けられる。これまでの傾向は、どちらかといえば前者は比較的スムーズに党組織を通じて実施をみているのに対し、後者は必ずしも党の決議が実施に結びつかない。もっとも例外もある。党組織に関するものでも、「党員で年収6000ルピー以上の者はその1%を党に寄付すべし」というような決議はほとんど実施されず、後に廃止された。政府による実施を必要とする決議の中でも、その事項の担当大臣が決議案の起草者である場合には比較的实施に移されている例もあるのに対し、そうでない場合には決議文も抽象的であり実施と結びついていない。たとえば、1966年5月のボンベイ大会で採択された「(農業)生産の増大と物価安定措置」の事実上の起草者は、食糧農業大臣スプラマニウムであった。この党の決議は首相および食糧農業大臣に送付された。これに対し、直ちに、食糧農業大臣から、党執行委員会あてに書面で、その実施状況および実施予定事項の報告と、党への協力を要請が出された(Congress Bulletin, July-Aug. 1966, pp. 256~259)。

これに対し、1964年11月グントゥール大会で採択された非公式決議「在都市財産に保有制限を」は、一般メンバーが起草したものであった。農地の保有制限にみあう制限を、在都市財産にも課すよう適切な立法措置を要請したものであったが、会議派議員団は議会(Lok Sabha)にこれと同趣旨の決議が提案されるや、こぞって、これを否決してしまった(Congress Bulletin, Jan.-March 1966, p. 110)。

もちろん、決議と実施の成否の関係は、起草者がだれであったかというだけでなく、その問題のもつむずかしさにも大きくかかわることである。

(2) 党の決議を政府が実施する義務があるか否かについては、会議派指導部の内においても意見がまちまちである。

肯定的な解釈をする側では、内閣が党の支持と信任をえて初めて生まれた以上、内閣は党の下位にあり、党の信任を継続しうるためにも党決議は忠実に実行しなければならないという。現に、内閣の重要メンバーは、執行委員会のメンバーを兼任しており、兼任していない場合も特別に招待されていて、執行委員会の決議案作成に加わっているのだから、この決議は党の最高決定事項として、政府に持ち帰り実施すべきである。事実、党は、執行委員会書記名で、決議事項を実施するよう議会における党

のリーダー（首相）あてに指示を送っている。政府が党決議に反して行動すれば政府の危機が起こるであろうから、事実上の義務あり、と主張する（たとえば、Shri Ram Dutt Dube, Chief, Organisational Department, AICC）。

否定的な解釈をする側では、党と政府とは一応別個のもので、党が何を決議しようと、政府は、全国的立場から行政するのがたてまえであるから、法的にも事実上も、政府は党の決議にしばられない、という。党決議の一般性・抽象性にかんがみ、政府は、独自の判断で、その必要時には実施し、あるいは実施しなくてすむ。党からも正式文書で政府に決議の実施かたの指令（direction）はこない。単に勧告（recommendation）があるだけで、と主張する人も多数いる。

先の肯定的解釈が、党組織を中心とした考えであるのに対し、後の否定的解釈は、内閣の独自性を強調している。前者が事実的拘束性を強調するのに対し、後者は法的拘束力のない点を強調する。

(3) 理論はともかくとして、実行はこれまでみてきたとおりである。党決議と、政府あるいは議会による実施とのギャップは、やはり会議派組織の複雑な構成と派閥政治によるものである。かつて、ジャストリ首相は、決議が実施されぬことへの批判にこたえて、「AICCがたんに決議をするだけではだめで、政府としてもそれを実施せねばならぬが、そのための実行可能となるごとき雰囲気」を党の内部にまず作らねばならない」と述べた（Indian National Congress, *Report of the General Secretary*, Jan. 1965 to Feb. 1966, p. 41）のは、まさに派閥政治の害をついたものであろう。ガンジー首相も、エルナクラム大会で、「一つの国が一つのチームに」（One country, one team!）と団結を呼びかけた。

B

1. AICC大会の議題、公式決議、運営の仕方ほとんど党執行委員会で事前に決められ、審議の段階では決議案に対する修正案がほとんど撤回を求められ、また、一般メンバーの発言の機会が少ない。さらに、一般メンバー提出の非公式決議案はしばしば無視される。おまけに、大会で採択された決議が実施される保証がない。以上のようにみえてくると、一般のAICCメンバーの果たす役割には、かなりの限界がある。つまり、一般メンバーは、党政策に賛同を与える役割は果たしえても、個人として、党の政策決定、ましてや同じ党の政府の具体的政

策の決定への参与は、非常に限定されてくる。メンバーの積極的参加をそぐ要素が、この組織内とその運営の仕方にも潜んでいる。反英独立運動の時代には、かれらには共通の敵があり、会議派組織内には団結があり、共通目標に献身的な者には同志的なリーダーシップをゆだねえた。独立して政権を獲得してみると、同志だった者が政府あるいは党の高い地位に座り、独立運動に参加しなかった連中までがこの組織の中にはいり、一躍高い地位を獲得する現象が起こっている（独立後、財界からの代表や、大地主、旧藩王国の藩王たちも多数、会議派に参加した。またハリジャンの代表——たとえばD・サンジバーヤ——も、政策的に高い地位に抜擢された）。高い地位を獲得した者の周囲には、自然に人が集まり、これが派閥政治の母体になる。「何のために、自分らの青春を棒にふるって独立運動を戦ったかわからない」とある老練なAICCメンバーは、しみじみと筆者に語った。

こうした状況のもとで、党および政府の政策決定に参与しようとする者は、所詮、グループを結成するか、有力な派閥のボスにつかざるをえない。そのボスを執行委員会に送り、あるいは入閣させ、あるいは、党中央選挙委員会に送りこみ、自派に有利な党候補者を選ばせるといようなことが、重要になる素地がここにある。

2. 以上のような客観的事実を前提として、AICCの一般メンバーにとり、その大会はどういう意味をもってくるのであろうか。少なくとも、次の四つのことがあげられよう。

(1) 名誉あるいはエリート意識の充足

15名の中央議会議員の場合は、約550名の同党議員団の代表として、P. C. C. 代表の場合は、メンバー当たり約2万4400名の党員、かつ約460名のアクティブ・メンバーを代表していることへの誇りがあるろう。

(2) 政策参加期待

党総裁、首相、閣僚ら党最高指導層の前で、直接自分の主張を発表する機会が与えられている。メンバーには、直接・間接的に党あるいは政府の政策へ具体的影響を及ぼし、その巨大な機構を通じて自分の主張を実現することへの期待があるろう。1人で10数件の非公式決議案を提出するメンバーもあるのは（稿末の付録参照）、こうした期待の現われとみてよからう。

(3) 跳躍板としてのAICC大会

AICC大会において、一般メンバー提出の非公式決議案、あるいはその発言中に州の利益（ケララのメンバーが、同州の食糧困難を訴え、また同州への工場誘

致を要求するなど)、派閥の親分のための特定関係攻撃 (Tarakeshwari Sinha 女史が、モラルジ・デサイのために、R・S・シンが、S・K・パティルのために食糧・農業問題で、C・スプラマニウムを攻撃したごとく)、カーストの利益 (Jagannath Pahadia が、予定カースト・メンバーをいっそう議会に送るよう援助要請)、コミュニティの利益 (Ahmed Bakhsh Sindhi が、党公認候補選出に少数者コミュニティ代表の優先を要求) のための主張が多く、またイデオロギーのための主張 (K・D・マラビアは、反帝民族独立を)、女性のための発言 (C. Ammannaraja 女史が、女性代表を必ず会議派委員会に含めることを要求)、また博識・雄弁披露的発言 (S・N・ミシュラ、Tarakeshwari Sinha 女史等) が多い。これは、いずれも、AICC 大会におけるこうした活躍を通じて、次の議会議員その他の役職への進出の糸口を、つかむことにつながっているとみられる。ここでの活躍は、中央・州政治におけるメンバーのウエイトの増大に資する。AICC メンバーが、翌日の新聞に自分の発言がのっているかを非常に気にするのは、こうした理由からであろう。また、提出された非公式決議案中に、総選挙の党公認候補者選出、党役員の出選問題が圧倒的に多い (稿末付録参照) のも、AICC メンバーの関心のありかを示す一つの徴憑である。

(4) 党の重要役員の出選権と被選出権

党の政策決定を事実上握る党執行委員会のメンバーの3分の1の出選権、被選出権を、原則として2年ごとに行使しえ、また、中央・州議会への党公認候補を決定する中央選挙委員会のメンバーの13分の5の出選権、被選出権は、AICC メンバーだけが行使できる。

3. 次に立場を変えて、党指導部にとっては AICC 大会はどういう意味をもちえようか。

少なくとも、次の四つの点があげられよう。

(1) 党の団結を、党の内外に示し、いっそうの党組織強化に資する。

エルナクラム大会がそうであったように、野党を意識して、会議派の力を誇示し、同時に党の結束の必要をメンバーに知らせる。カマラジ、ガンジーの演説が常にこの結束を強調し、また、修正案が撤回を求められ、党決議を全会一致で採択する習慣もこの必要に照らして理解されよう。

(2) 党指導部の方針を、公式決議として採択させ、政策・綱領についての指導部の考え方を一般メンバー

(党の中堅指導層としての AICC メンバー) に周知徹底させ、かれらを通じ、P. C. C., D. C. C. 等下部機構メンバーに伝達し、その党路線への党員の支持・協力を促す。政策綱領については、通常、党執行委員会と政府との間の密接な協議に基づき、統一見解を作っている。政府は、党組織を利用して、実施困難な要求が出ることを避けさせ、審議過程で政府政策への党員各層の反応をつかみ、現在および将来の政府政策への理解を促し、党決議という形で、党員の支持をとりつけることができる。つまり、C・スプラマニウムが、1966年のジャイプール大会に「食糧・農業問題」決議を起草したことは、かれ自身を党人の立場におき、党から政府への実施要請という形をとりつつ、政府から党への支持要請をしたのであった。

(3) 一般メンバーの政治感覚吸収と、思想および政治的素質の評定。

会議派指導層は、提出された非公式決議案には一応目を通し、審議中のメンバーの発言内容から新しい政治感覚を吸収し、それを政策綱領に生かそうとしているのは事実である。AICC における活動に基づき抜擢された例として、たとえば S・N・ミシュラは、故ネルーの目にとまって、ネルー内閣の計画次官に抜擢された。

(4) 一般メンバーの不満解消。

一般メンバーは党指導部および政府に対し、100%満足しているわけではない。その不満が爆発する前に、適時、これを発散させる必要がある。これが、大会において、一般メンバーに自由に発言させ、党指導部あるいは政府の批判を許し、ときにその要求に譲歩を示す理由である。批判を許しつつ、全体として民主的な雰囲気にするのである。たとえば、1964年のブパネシワール大会で「民主主義と社会主義」をうちだした。これは会議派左派をも満足させ、対外的にも会議の進歩的姿勢を示しえた。会議派右派の指導者にとっても、左派メンバーが大会でいくら急進的な発言をし、決議文中に精米所の国有化を決議したところで、政府の実施の段階でチェックできるかぎり、実害はこうむらない。ゆえに、「言わせておけ」というものである。一般メンバーも、批判を加えたところで少しも事態の解決になっていないのに、遠大なことを述べることによって、あたかも事態が解決できたかのような錯覚に陥るよう見受けられる。

(5) 他の問題の処理。

現地報告

AICC 大会には、執行委員会メンバー、中央・州政府の閣僚、P. C. C. 議長らが一堂に集まることから、この機会を利用して大会の議事と直接関係をもため事項も処理される。

たとえば、エルナクラム大会の機会を利用して、マイソール州と、マハラシュトラ州の州境紛争処理が計られ、また、アンドラ・プラデシ P. C. C. の内紛処理、オリッサ州の首相対パトナイク・グループの紛争処理がカマラジ主催で開かれた。各州の総選挙準備態勢を検討する P. C. C. 議長の会合も開かれた。

4. 最後に、われわれのように会議派の党員でもなく、しかも会議派のゆくえに関心をもつ者にとって、AICC 大会に出席することはどういうメリットをもちえようか。

(1) じかに政策決定過程をみる。

政策決定過程における党と政府の関係、党執行部と一般メンバーの役割を、直覚的に理解するのに、これほど良い機会は他になからう。

(2) 生産の増大と国民の生活水準の上昇と、独立インドにとって最も重要な問題にどう対処するのか、現在の社会・経済構造を根本的かつ急激に変革しようとするのか否か、これが会議派の実体を計る一つのメルクマールであるが、メンバーの発言と、それに対する指導部その他の反応から、ある程度、会議派の本質理解へのヒントが得られよう。

(3) 党総裁、首相、閣僚の人気、派閥系列、メンバーの感じ方、物の考え方を、演説への反応から察知できる。これは、会議派からの出版物ではわからないことが多い。たとえば、ジャイプール大会で、スプラマニウムが、「食糧・農業問題」決議の提案をするため壇上に立ったとき、ちょうどガンジー首相の演説の直後でもあり、またヒンディ語圏の党員の反発、S・K・パティル派の攻撃等の要素が重なり、退場する人、やじる者等で、会場は大混乱をきたしたが *Congress Bulletin* (Jan.-March, 1966, p. 48) の該当箇所にはこのことにつき、いささい触れられていない。

(4) 大会中、会場裏には休憩所が設けられ、これが、党員、その他、財界人を含む外部者の絶好の lobbying の場所になっている。その気にさえなれば、この場で党指導層から直接に意見をきき、疑問を正し、情報を獲得できる。知遇をうる機会にもなる。

(5) 大会には、主要な外国公館が政務担当官を派遣しており、また、インドおよび外国の新聞社も優秀な記

者を送り込んでいるから、この機会を利用しての意見の聴取と交換は、現在および将来のインド政治の分析と予測のために、非常に有益と思われる。

VI 結び——一つの展望

われわれは、これまで個々の AICC メンバーが党および政府の政策決定に果たす役割には、かなりの限界があり、また AICC 大会で採択された決議が必ずしもそのとおり実施をみていず、政策決定および実施、役員人事の決定についても、会議派内の派閥の力が大きな影響を及ぼしている現状をみてきた。これが、AICC 一般メンバーのフラストレーションと、大会への疎外感を助長してきたこと、所詮、この古く大きな組織を自分の主張の方向へ動かすためにはグループを形成しなければならぬ素地ができていることを指摘した。

会議派内のグループには、特定人への信奉に基づく個人的忠誠（モラルジ・デサイ派、カマラジ派など）、言語圏・地域の共通性に基づくもの（南4州のカマラジ支持、グジャラート州メンバーによるデザイ支持等）、カーストに基づくもの（ジャグジーパン・ラムとハリジャン層）、コミユナルなもの（スワラン・シンが、シーク・コミュニティの代表として入閣）、財力に基づくもの（S・K・パティル、アトリア・ゴージュ、C・B・グプタ、ビジュ・パトナイクら、それぞれの政治資金集聚力）、世代に基づくもの（C・スプラマニウムら）、不満に基づくもの（S・N・ミシュラ）、イデオロギーに基づくもの（K・D・マラビア、クリシュナ・メノンら）、社会経済的基盤に基づくもの（地主、実業家、ビジネス・コミュニティ、労働組合等）等があげられる。

これらのグループの中で、特定人への忠誠、カースト、コミュニティに基づくグループは、前近代的な要素を多く包含する。これに対し、イデオロギーを基礎とするもの、若い世代の合理的主張を通すためのグループは、より近代的である。

一般党員がイデオロギー・政策面で自分の主張を貫きあるいは、党役職、議員、閣僚のいすを獲得することを目標にする際に、どうしてもグループを必要とすることは当然である。これまでは、前近代的なグループであっても、強力なボスに従うかぎりは、ある程度までそれらの目的を達した。しかし、強力なボスは独立運動時に有能なリーダーとしての役割を果たしたが、独立後の急速な経済開発の必要、能率的な行政、複雑な事務処理、

躍進する科学・技術の吸収、高度に微妙な国際関係の処理等に当たって、必ずしも有能であるとは限らない。既存の派閥の支配にもかかわらず、Y・B・チャパン、C・スプラマニウム、アショカ・メヘタ、K・L・ラオ（灌漑・電力閣外相）らの中央政府への抜擢は、こうした新しい時代の要請に対応してその支配を永続化するために会議派が能力主義にある程度まで道を譲ったからにほかならない。しかし、いまだ独立運動の功績（何度か投獄され、犠牲を払ったということ）に基づく権威主義的な古い支配に代わる新しいリーダーシップ交代は、やっと始まったばかりである。ガンジー内閣の成立は、その一つの象徴ではあった。しかしコミユナルなもの、カーストに基づく支配も、根強く残っている。古い型のグループの解消、党の近代化は、世代の交代と結びついている。これは、ゆっくりと起こってくるものであろうが、若干ともこれを促進する要素もみえている。

過去3回の総選挙で会議派は、ケララ州を除いては、中央・州議会へ絶対多数の議席を確保した。野党の力はほとんど問題にならないほどであった。ゆえに、会議派は権力の上にあぐらをかき、インド政治の主たる側面は会議派内部での派閥抗争であった。

ところで、過去3回の会議派の総得票数は下向の一途をたどっており、相対的に野党の成長がみられる。きたる1967年の総選挙でも、会議派はケララで統一戦線に敗れ、その他西ベンガル、オリッサ、ラジャスタンの各州でも若干、現勢力の低下が一般的に予想されている。

また、趨勢的には、インドの工業化の深化とともに、会議派内の労働者層と産業資本の対立、産業資本と土地

資本の対立（土地改革の問題——商品市場拡大）がさらに顕在化し、会議派内のいわゆる、左派、中間派、右派は、しだいにどちらかの側への態度決定を迫られていくと思われる。この分極化の傾向に従い、脱党するものも多数みられよう。

総選挙における会議派勢力の縮小化、趨勢的な分極化は、会議派内部に、イデオロギーの一本化、党組織の機能的再編成、効率化、緊密化を要求しよう。グループ化も、いっそう合理的に、政策遂行のための機動性と臨時性をそなえざるをえなくなろう。

こうした背景において、AICCの組織も党近代化の線にそって改革を迫られよう。AICCが会議派組織の中で独立の機能を果たしうするためには、少なくとも現党憲章はその文言どおりの機能を保障されねばならない。これにとどまらず、現憲章の改正によって、将来はAICCという組織のもつ内在的限界を克服せねばなるまい。AICC機能の独自性達成を計る一つのメルクマールは、たとえばAICCメンバー提出の非公式決議案がまともに審議にかけられ、その決議が同党の政府あるいは党議員団による実施措置を義務づけるか否か、にかかっている。上述のような新しい状況下での党決議実施の義務化は、党と政府、党と党議員団とのギャップを埋め、会議派を効率的で民主的な組織にするのに貢献しよう。このような徴候は、カマラジ総裁の指導下の会議派にしだいに現われつつある。S・N・ミシュラがジャイプール大会で非公式決議案審議の言質を取り付けたり、党指導部からのかれの修正案撤回要請をはねつけたりしているのは、この意味で健全な方向であると思われる。1963年に、AICC

付録 2—(1) 操業停止の産業別項目

	1957年			1958年			1959年			1960年		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1. ブランテーション	43	80,292	155,595	117	73,930	776,032	45	10,518	24,513	25	8,036	29,907
2. 織物	14	10,022	115,820	13	7,339	112,916	22	4,312	29,112	14	2,926	33,057
3. ヤシ織	15	11,846	10,776	10	5,676	21,256	19	2,468	4,854	1	101	1,191
4. 製材場	17	1,324	5,301	16	596	5,052	9	709	8,978	6	318	1,763
5. マッセル	12	1,459	4,655	20	1,076	5,508	14	705	775	4	127	200
6. タイル	32	10,106	43,042	52	6,881	58,474	22	2,394	16,633	40	3,614	98,067
7. カシュー	36	85,159	494,727	31	17,113	58,075	37	21,316	114,287	140	139,046	851,314
8. 雑	108	20,690	138,510	106	30,267	98,417	75	12,126	81,976	44	4,899	41,656
合計	277	220,898	968,426	365	142,878	1,135,730	243	54,548	281,128	274	159,067	1,057,155

(注) A—争議(ストライキ、ロックアウト)の総件数。B—争議参加労働者数(人)。C—労働損失日数(人×日)。

(出所) Government of India, *Third Five Year Plan, Policy and Programme*, p. 212.

現地報告

特別会議召集要求が一般メンバーから出されたように、一つのイニシアティブが内部から出てくる傾向を助長す

ること。このためには、お祭りのように金をかけずに、ひんばんに、質素な AICC 大会を開くことが望ましい。

付録 2—(2) インドおよびケララ州の総所得と 1 人当たり所得

	1955/56				1956/57				1957/58			
	総所得 (1000万ルピー)		1人当たり所 得 (ルピー)		総所得 (1000万ルピー)		1人当たり所 得 (ルピー)		総所得 (1000万ルピー)		1人当たり所 得 (ルピー)	
	インド	ケララ	インド	ケララ	インド	ケララ	インド	ケララ	インド	ケララ	インド	ケララ
合計	9,980.0	322.2	260.6	227.5	11,310.0	353.8	291.5	238.1	11,400.0	368.0	290.1	243.5
1. 農業と副業	4,390.0	151.3	114.6	103.6	5,380.0	167.5	138.7	112.7	5,140.0	174.6	130.8	115.6
2. 養畜		10.7		7.3		11.9		8.0		12.2		8.1
3. 林業	70.0	2.5	1.7	1.7	80.0	2.4	2.0	1.6	80.0	3.2	2.0	2.1
4. 漁業	60.0	5.5	1.6	3.8	60.0	5.8	1.5	3.9	70.0	5.1	1.8	3.5
5. 鉱業	100.0	2.0	2.6	1.4	120.0	1.5	3.1	1.0	140.0	2.3	3.6	1.5
6. 工場	780.0	12.0	20.4	8.2	900.0	11.8	23.2	7.9	980.0	13.2	24.9	8.7
7. 小企業	970.0	21.4	25.3	14.7	980.0	21.7	25.3	14.6	1,000.0	22.1	25.5	14.6
8. 通信	50.0	..	1.3	..	50,000	..	1.3	..	50.0	..	1.3	..
9. 鉄道	250.0	3.5	6.5	2.4	280.0	3.5	7.2	2.4	320.0	3.5	8.1	2.3
10. その他運輸および商業	1,490.0	55.9	38.9	8.3	1,520.0	56.9	39.2	38.3	1,580.0	57.8	40.2	38.3
11. 銀行と保険	90.0	3.5	2.4	2.4	110.0	4.3	2.8	2.9	120.0	4.7	3.1	3.1
12. 自由業、芸術および家事労働	700.0	31.3	18.3	21.4	730.0	32.8	18.8	22.1	780.0	34.5	19.8	22.7
13. 公共労働	570.0	14.6	14.9	10.0	610.0	15.4	15.7	10.4	660.0	16.2	16.8	10.7
14. 家屋	460.0	18.0	12.0	12.3	480.0	18.3	12.4	12.3	490.0	18.6	12.5	12.3
15. 海外からの純所得	10.0	..	0.3	..	-10.0	..	-0.3	..

(出所) Government of India, *op. cit.*

付録 3—(1) 問題別非公式決議案件数

大会開催地	バンガロール	ボンベイ	エルナクラム	計
国民会議派の組織	86	33	11	130
国際・外交問題	29	19	14	62
国防・衛問	6	11	2	19
経済一般および経済政策	4	10	2	16
5カ年計画	13	24	11	48
工業	16	5	11	32
食糧・農業・村落地域開発	—	7	—	7
輸平価出切下	41	24	14	79
物税	1	—	2	3
労働問題	—	—	2	2
人口問題	3	4	5	12
国家・行政・組織	2	2	1	5
政治一般	2	7	3	12
治安対策、緊急対	1	5	2	8
住宅・土地・家屋	9	9	6	24
シエジュールカーストおよび	—	4	—	4
言語、教育、の	5	3	1	9
その他	6	4	2	12
	7	8	4	19
	3	4	—	7
	6	8	4	18
	1	4	1	6
	5	7	1	13
	3	3	2	8
合計	249	205	101	555

付録 3—(2) ボンベイ大会における P. N. Rajbhaj (Maharashtra 州) の提出議案

番号	表	題
2	Ministry of National Languages.	
10	Free high education for the families of the soldiers.	
29	Concession to new Buddhist like Sikhs.	
74	Free education to the families of the soldiers.	
81	Equal representation to Raja Sabha from scheduled castes and tribes.	
120	Commission to prevent increase in prices.	
128	Scheduled castes and public service commission.	
152	Hindi trained people and Central Government Office.	
164	To continue the state of emergency.	
185	Public holiday of Buddha's Birthday.	
196	Separate Ministry of scheduled castes and tribes.	
計		11件

(注) 全部ヒンディ語による単独提案。

付録 3—(3) ボンベイ大会における S・N・ミシュラ (Bihar 州) の提出議案

番号	表	題
3	Indo-U. S. Foundation. (共同)	
7	Formation of Central Election Committee. (共同)	
22	Committee to screen economic trends. (単独)	
26	Economic trends. (共同)	
35	Selection of candidates. (共同)	
57	Selection of candidates. (単独)	
60	Fertilizer policy. (共同)	
84	Committee to study Monopolies Inquiry Commission. (単独)	
計		8件

付録 3—(4) バンガロール AICC 大会 (1965年7月) に提出された非公式決議案の内容分類

(数字は決議案番号を示す)

A 国民会議派の組織——86件

- Amendment to Congress constitution 3, 11, 18, 19, 26, 61, 68, 69, 70, 81, 89, 90, 94, 99, 114, 127, 128, 134, 139, 147, 152, 158, 196, 208, 212, 221, 241.
- Admission of Non-Congress legislators 6, 92, 135, 149, 173, 230.
- Committee to examine the present set-up of cabinet formation 13, 54, 181, 209, 242.
- Unity among Congressmen 51.
- Task of Working Committee Members 77.
- Provision of Vice-President in Congress 122.

- Compulsory training of Seva Dal for Active Members 192.
- Communal activities 194.
- Establishment of high powerful committee 204.
- Committee to attract young men, laborers and backward areas 165.
- Necessity of applying, the same principle in forming Ministries 190.
- Appointment of independent body to screen the membership 144.
- Factionalism and groupism to go 159.
- Change in the definition of Constructive Worker in the constitution 186.
- Machinery to settle disputes in Congress 37, 118, 198, 201, 234.
- Pattern of enrolment of Congress Members 224.
- Change in the pattern of enrolment of Active and Primary Members 225.
- Congress organisation 235, 248.
- Setting up of permanent top-ranking enquiry committee 21.
- Postponement of organisational elections 28.
- Active Membership to the soldiers of freedom fighter in organisation 24.
- Reorganisation of Seva Dal 87.
- Strengthening of Seva Dal 49.
- Test of Membership 47.
- Similar accomodation for all delegates at Congress Sessions 38, 227.
- Collective leadership to face national problem 142.
- Increase in the number of delegates from Delhi 130, 191, 245.
- Implementation of Pataskar Report 66.
- Security of permanent staff in organisation 107, 176.
- Establishment of a panel for the judgement of the work of the organisation and Government officials 132.
- Request to Vinoba Bhawe 111.
- Invitation to Khan Abdul Gaffar Khan 232.
- Reorganisation of Goa Congress 179.
- Implementation of Congress Resolution 143.
- Implementation of Bhubaneshwar and Durgapur Resolution 219.
- Withdrawal of Hyderabad Resolution 8, 9, 31, 163, 239.
- Recommendation on Hyderabad Resolution 71.
- Kamaraj should remain president for the 2nd term 214.

B 総選挙——29件

- Appointment of independent Election Commission 7, 14, 15, 27, 39, 50, 52, 64, 83, 93, 125, 157,

現地報告

- 168, 229, 246.
Appointment of Committee for selection of candidates for election 76, 102, 164, 217, 223.
Selection of candidates 79, 220.
Ministry and election of organisation 126.
Establishment of panel for the selection of candidates 206.
Independent election machinery for organisation elections 222.
Ticket to be given only to active and popular Congressmen 193.
Election of central and provincial leaders 210.
Amendment to Representation of the People Act 197.
Representation of women in Legislatures 41.
- C 国際問題——6件
Agreement on Rann of Kutch 72.
Foreign policy 91.
Cease-fire agreement 103.
Indo-Pakistan relations 247.
Indo-Russia friendship 167.
End Colonialism 150.
- D 防衛——4件
Anti-nuclear arms 141.
Country defence above all 117.
Government should construct atomic weapons 119.
Standing committee to study international conspiracy 231.
- E 経済政策一般——13件
Government to give up Mixed Economic Policy 5.
Limit of maximum income 20.
Enforcement of strict economy at Government level 109.
Panel to examine the economic structure of the country 161.
Government loans to private sector 43.
Ceiling on urban property 237.
Establishment of sub-committee for the valuation of country progress 240.
Nationalisation of industries 96.
Nationalisation of general insurance 98.
Nationalisation of banks 121, 172.
Nationalisation of news papers 74.
Abolition of landlordism and nationalisation of industries and banks 12.
- F 5カ年計画——16件
Fourth Five Year Plan 10, 32, 105, 124, 138, 154, 178, 185, 188, 202, 205, 244.
Committee for Fourth Five Year Plan 82.
Fourth Plan to be defence-oriented 120.
Food problem in Kerala and Five Year Plan 113.
Irrigation and power 155.
- G 食糧, 農業問題および村落地域開発——41件
Food policy 4, 16, 30, 40, 46, 55, 60, 73, 78, 86, 104, 110, 112, 123, 133, 146, 148, 153, 156, 171, 182, 203, 213, 226, 238, 243.
Nationalisation of edible oil industry 17.
Price of imported cereals 33.
Removal of control on sugar 80.
Punishment to holders 84.
Advisory committee of farmers to increase production 100.
Production growth 115.
Representation to farmer's organisation on the Agricultural Price Commission 117.
Fixation of sugarcane price 57.
Abolition of Community Development Department 42.
Change in community development programme 53, 62, 97, 108, 187.
Food problem in Kerala and Five Year Plan 113. (5カ年計画と重複)
- H 輸出入——1件
Export policy of pepper 88.
- I 物価——3件
Increase in prices 56.
Fixed price shop for labourers 65.
Check on the rise in prices 216.
- J 税——2件
Appointment of high-powered Committee 228.
Unearned income for the upliftment of the Weaker Section 215.
- K 労働問題——2件
Employment of landless labourers 162.
Commission to remove dearness and unemployment 36.
- L 人口政策——1件
Family planning 151.
- M 国家, 行政・組織の改革——9件
Establishment of new administration for the development of the country 199.
Provisional Public-Service Commission 25.
Establishment of legislative council in remaining States 48.
Abolition legislative council and legislative assembly 22.
Merger of Union Territories 116.
Border dispute between Maharashtra and Mysore

- States 129.
 Reformation in Panchayati Raj 34.
 Merger of Goa 2, 45.
- N 司法——5件
 50% judges from the States 1.
 Appointment of a law commission 23.
 Abolition of capital punishment 29.
 A commission of jurist 35.
 Appointment of High Court judges 63.
- O 緊急状態対策——6件
 Emergency 95, 136, 145, 169, 174.
 Centralization of education and agriculture 106.
- P 社会問題——7件
 Development of dirty colonies 170.
 Rehabilitation of refugees from East Pakistan 67.
 To eliminate corruption 166.
 Implementation of prohibition policy 175, 183.
 Protection to orphans 44.
 Committee to improve financial condition of middle class 58.
- Q 土地、家屋——3件
 Free land for Housing 189.
 Funds for drinking water and housing 59.
 Socialisation of urban land development 140.
- R シェジュールカースト、ドライブ問題——6件
 Separate ministry of scheduled castes 75.
 Proper representation to scheduled castes and scheduled tribes in legislative assembly and legislative council 211.
 Representation of scheduled castes in Congress Party 249.
 Search committee for the progress of the scheduled castes 233.
 To declare Buddhist minority 180.
 Concession to new Buddhists 207.
- S 言語問題——1件
 Languages 101.
- T 教育、出版——5件
 Scholarship to poor students 85.
 Free education 131, 218.
 Ban on obscene and anti-social publications 195.
 Code of conduct for the publication of news papers, journals and books 200.
- U その他——3件
 Naga hostiles and Peace Mission 160.
 Nehru Peace Foundation 137.
 Mahatma Gandhi Centenary 236.

付録 3—(5) ボンベイ AICC 大会 (1966年5月) に提出された非公式決議案の内容分類

(数字は決議案番号を示す)

- A 国民会議派——33件
 Implementation of Resolution on democracy and socialism 8.
 Defence of India Rule and Congressmen 46.
 Amendment to Congress Constitution 51, 75, 99, 139, 203.
 Use of Khadi and Congressmen 83.
 Mass contact programme for Congressmen 85.
 Party publicity 103.
 Congress as a strong centralised party 110.
 Abolition of Article 370 of constitution 111.
 Fearlessness in Congressmen 119, 121, 195.
 Membership registers 163.
 Congress centres in foreign countries 191.
 Women in Election committee 179.
 Foundation of national welfare organisation through Seva Dal 4.
 Implementation of the AICC Resolution 15, 31, 202.
 Code of conduct for congressmen 25, 50.
 Congress workers camp 95.
 Appointment of workers in provincial Congress Offices 131.
 Committee to end party faction in Congress 154.
 Inquiry into complaints against Congressmen 199.
 High Power Committee to settle disputes within the Congress 18.
 National unity 53.
 Congressmen for the wealth distribution 127.
 No office for bigamous persons 161.
 Communal and Fascist organisation 192.
- B 総選挙——19件
 Formation of Central Election Committee 7.
 Representation to minorities 23.
 Selection of candidates 28, 35, 45, 57, 78, 87, 90, 97, 98, 104, 136, 153, 159.
 Machinery for organisational elections 106.
 Backward areas and Congress candidates 33.
 Unauthorized Congress candidate 48.
 Political opportunists 200.
- C 国際、外交問題——11件
 Infiltration of Pakistani Nationals 1.
 Indo-U.S. Foundation 3.
 Change in our foreign policy 24.
 Re-union with Pakistan 82.
 Support for freedom struggle in East Pakistan 166.
 Propaganda in Middle East 167.

現地報告

- Severance of connection from Commonwealth 180.
State of propaganda of Indian Embassies 168.
Congratulation to Prime Minister on her successful foreign tour mission 205.
Reunite India under the Tashkent spirit 142.
Kashmir 162.
- D 防衛——9件
Border security 41.
Make atom bomb 91, 126, 194.
Anti-nuclear arms 93.
Manufacture of Nuclear weapons 66, 114.
Tribute to defence service 206.
Threat to international security 169.
- E 経済一般および経済政策——25件
Economic trends 26.
Committee to screen economic trends 22, 47 61.
Swadeshi movement 44.
Consideration of the Report of Monopolies Inquiry Commission 54, 84.
National defence gold bond 183.
Amendment in the Indian Constitution (Nationalisation) 59.
The economic situation 132.
Nationalisation of film industry 138.
Growing monopolies in the country 155.
Arrangement of co-operative banks 40, 89.
Preference to co-operative to bring socialism 49.
Limit on maximum wealth 67.
Nationalisation of all banks in the country 156.
Removal of control 201.
National savings 94.
Uniform rate for power supply 170.
Uniform rate for electricity and irrigation 171.
Motives of arrangement of electricity and irrigation in district areas 182.
Abolition of gold control order 6, 71, 178.
- F 5カ年計画——5件
Sub-committee on planning 55.
Priority for irrigation projects 86, 117.
Preference to small irrigation 56.
Stress on agriculture and conservation in planning 158.
- G 工業——7件
Enquiry committee for fertilisers plant 9, 146.
Location of Heavy Industries 32.
Thermal plant in Kerala 64.
Control board for hydel schemes 70.
Industrial policy 187.
Fertiliser policy 60.
- H 食糧, 農業, 村落地域開発——24件
Price of fertilisers 5.
Food policy 13, 30, 34, 52, 112, 118, 135, 144, 145.
Food zones 17, 101, 141.
Food crisis 129.
Production of foodgrains 68.
Remunerative price to cultivators 100.
Uniform food policy for the country 113.
Funds for agriculture 186.
Joint stock companies and agricultre 204.
Practical training for agricultural staff 190.
Schemes of agricultural production 80.
Agriculture policy 157.
Representation of farmers to Lok Sabha and Legislative Assembly 88.
Abolition of community development department 149.
- I 物価——4件
Stabilisation of prices 38.
Price policy 42.
Commission to prevent increase in prices 77, 124.
- J 税——2件
Tax on unearned income 12, 102.
- K 労働問題——7件
Employment avenues for landless labour 21.
Guarantee of employment 27.
Provision for supply of foodgrains to labourers 143.
Unemployment doles 165.
Problem of unemployment 172.
Fourth plan and unemployment 130, 188.
- L 人口政策——5件
Family planning 16, 107, 120, 150, 193.
- M 国家, 行政, 組織——9件
Abolition of Rajya Sabha and Legislative Councils 11, 20.
Administrative reforms 140.
Reorganisation of States 176.
Merger of Union Territories in adjoining States 37.
Organisation of public service commission 125.
Retired Government servants and political appointments 147.
Business management service 160.
Provision for ex-legislators 198.
- N 政治一般——4件
National integration 63.
Ban on left communists 69.
National solidarity 73.

- Eradication of communalism 137.
- O 司法——3件
 Appointment of judges 79, 151.
 Age limit of judges 174.
- P 治安対策——4件
 Scrutiny of unlawful and unconstitutional methods 173.
 To continue state of emergency 164.
 Emergency, defence of India rule and Congressmen 76.
 Prevention of smuggling 175.
- Q 社会問題——8件
 A National prohibition policy 58, 108.
 Rehabilitation of the handicapped 65.
 Rehabilitation of refugees 122, 184.
 Protection of backward areas 177.
 Old age pension 39.
 Development work for the underdeveloped areas 92.
- R 住宅, 土地, 家屋——4件
 Urban housing policy 43.
 Drinking water and housing 105.
 Housing policy 116.
 Purchase of land 181.
- S シェジュールカースト, トライブ——8件
 Representation to scheduled castes and scheduled tribes 109.
 Concession to new Buddhist like Sikhs 29.
 Equal representation to Rajya Sabha from scheduled castes and tribes 81.
 Scheduled castes and Public Service Commission 128.
 Separate ministry of scheduled castes and tribes 196.
 Removal of untouchability 62, 172, 207.
- T 言語問題——4件
 National language 189.
 Ministry of national languages 2.
 Language policy 14.
 Hindi trained people and Central Government Office 152.
- U 教育, 出版——7件
 Present system of education 115.
 Free high education for the families of the soldiers 10, 74.
 Development of Ayurvedic medical colleges and hospitals 123.
 Arrangement of free education 36.
 Scholarship on caste-bases 96.
 Appointment of a Committee which check anti-social publications 197.
- V その他——3件
 Nehru Peace Foundation 19.
 Public holiday of Buddha's birthday 185.
 Resolution on centenary mission 148.
 (注) 133, 134——欠番
- 付録 3—(6) エルナクラム AICC 大会 (1966年9月) に提出された非公式決議案の内容分類
 (数字は決議案番号を示す)
- A 国民会議派の組織——11件
 Congress on the youth 9, 64.
 Congress Seva Dal 22.
 Enrolment of Congress Members 24.
 Organizational Solidarity 57.
 Indiscipline amongst Congressmen 60.
 Amendment of constitution 71.
 Congress centres abroad 75.
 A new constitution for Indian National Congress 83.
 Unity of Congress 85.
 Public relation through Congressmen 100.
- B 総選挙——14件
 Election manifesto 1.
 Selection of candidates 7, 10, 17, 28, 37, 45, 46, 76, 84, 92.
 Criteria for selection of candidates 12.
 Machinery to supervise and organise general elections 15.
 Expenses in elections 86
- C 国際問題——2件
 Properties of displaced persons in East Pakistan 52.
 Properties of refugees in East Pakistan 78.
- D 防衛——2件
 Defence preparedness 67.
 Atom bomb 95.
- E 経済政策一般——11件
 Steps towards Socialism 18.
 Removal of control 20.
 Loans for productive purposes 32.
 Development of Backward areas 54.
 India needs a New Deal 55.
 Economic trends 59.
 Evaluation committee for Economic trends 66.
 Nationalisation of banks 70.
 Economic equality 97.
 Swadeshi 16.
 Indigenous 61.
- F 5カ年計画——11件

現地報告

- The Fourth Five Year Plan 19, 23, 56, 62, 81, 93.
Administration and the plan 25.
Congress and the Five Year Plan 31, 42.
Fourth Plan and the projects 40.
Kerala and the Fourth Five Year Plan 47.
- G 食糧および農業問題——14件
Food policy 14, 29, 38, 48, 49, 90, 99.
Practical training for agricultural staff 87.
Facilities to agriculturists 77.
Legal safety of agriculturists 30.
Agriculture policy 35.
Sugar policy 72.
Fertilizer policy 41.
Remunerative price to cultivators 88.
- H 輸出入——2件
Export duty on Tea 43.
Import export policy 58.
- I 平価切下げ——2件
Post devaluation measures 27.
Devaluation 65.
- J 物価——5件
Income and price policy 3.
Price policy 6, 73.
Rising prices 26.
Cooperative movement 98.
- K 税——1件
Tax on unearned income 50.
- L 労働問題——3件
Development of trade unions in public sector undertakings 5.
Unemployment doles 51.
Supply of essential commodities to labour 94.
- M 人口政策——2件
Population control 2.
Family planning 11.
- N 国家、行政・組織の改革——6件
A new state reorganisation commission 8.
Corruption in public services 21.
Ban on communal parties 39.
President's rule and the advisers 63.
Administrative reforms 74.
Khasi Jaintia District as Union Territory 80.
- O 司法——1件
Reformation of judiciary 79.
- P 治安対策——2件
Curb violence 4.
Meeting opposition challenge 82.

- Q 社会問題——4件
Prohibition policy 36, 69.
Cow protection 53.
Cow slaughter 96.
- R シェジュールカースト、トライブ問題——4件
Reservation for scheduled castes 33, 34.
Separate ministry for scheduled castes 89.
Commission to the new Buddhists 91.
- S 言語問題——1件
Language policy 68.
- T 教育——1件
Free education to the children of the people who are serving in the military 101.
- U その他——2件
Nehru Peace Foundation 44.
Saving of the national forest wealth 13.

〔付記〕 本稿作成に当たってAICCの Mr. Bhabani Prasad Bannerjee, Smt. Mukul Bannerjee, Mr. Ram Dutt Dube, Mr. N. Srinivasan, Dr. S. K. Goyal に負うところが大きい。AICC 大会に出席の際は、在インド日本大使館の種谷公使に一方ならぬお世話をいただいた。朝日新聞ニューデリー支局志賀特派員からも有益な助言を得た。Ⅲ・18およびⅣについては、在デリー、読売新聞鳥羽支局長、日本経済新聞松田支局長にそれぞれ校閲ならびに助言をいただいた。記して感謝の意を表したい。

(海外派遣員)

—— 在ニューデリー ——